

## かすがい Pay サービス利用規約 第2版（2025年5月9日改訂）

本規約は、木野瀬印刷株式会社（〒486-0958 愛知県春日井市西本町 3-235 以下「当社」という）が運営発行する「かすがい Pay サービス」について規定するものであり、利用者が「かすがい Pay サービス」を利用するにあたり、本規約が適用されるものとします。

### 第1章 定義

本規約における次の用語の定義は以下のとおりとします。なお、本規約内で別途定義される場合があります。

- (1) かすがい Pay サービス（以下「サービス」という）とは、当社が運営する電子マネーおよびポイントサービス等を付帯した会員サービスをいいます。
- (2) かすがい Pay サービス会員（以下「会員」という）とは、本利用規約を承認の上、当社所定の入会申込方法にて手続きを完了後、当社がサービスへの入会を承認した者をいいます。
- (3) かすがいマネーとは、当社が運営するサービスに記録される金銭的価値を証するものをいいます。会員がかすがい Pay サービス加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）の、対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により、サービスにチャージされたかすがいマネーを利用することで、加盟店から商品等の購入または提供を受けることができる電子マネーサービスをいいます。
- (4) チャージとは、当社所定の方法により、会員がかすがい Pay サービスにかすがいマネーを加算することをいいます。
- (5) かすがいポイントとは、会員がかすがいマネーを利用すること等により、加算される当社の管理するポイントです。
- (6) かすがい Pay カード（以下「カード」という）とは、会員が Pay サービスを管理および利用するためのものであり、かすがい Pay カードのうち、物理カードをフィジカルカード、富士通 Japan 株式会社が提供する「まとめトク！」アプリ上で利用可能なカードをデジタルカードとします。デジタルカードをまとめトクアプリ上でご利用いただく際は、まとめトクアプリ規約に同意いただく必要がございます。
- (7) かすがい Pay サービス加盟店（以下「加盟店」という）とは、当社と加盟店契約を締結し、サービスが利用できることをいいます。また、加盟店はサービスが利用可能であることを表示するため、かすがい Pay マークを掲示します。なお、当社と加盟店との加盟店契約の締結および終了等の理由により、加盟店の数が増減することがあります。

- (8) マイページとは、会員が残高・実績照会や会員情報変更等で利用できる、サービスのマイページのことをいいます。

## 第2章 かすがい Pay サービスについて

### 第1条 カードの貸与と取扱

- (1) 当社は、原則会員1名につき、1枚のカードを発行し貸与するものとします。カードの所有権は当社に属します。
- (2) 会員は、フィジカルカードを貸与された時は、直ちに署名欄にサインを行い、会員による管理の下、フィジカルカードを利用し、保管するものとします。
- (3) まとめトクアプリ上でのカード発行時は、会員登録を行った後に、デジタルカードが発行され利用可能となります。
- (4) サービスは会員情報を登録した会員本人のみが利用できるものとし、カードおよび本規約に関する権利を他人へ貸与、譲渡または担保提供、または相続させることなどは一切できないものとします。
- (5) 会員は、カードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることは、できないものとします。

### 第2条 かすがい Pay カードの発行料

カード発行に伴う発行料は、当社負担といたします。

### 第3条 届出事項の変更

- (1) 会員は、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の変更があった場合は、速やかに当社所定の手続きを行うものとします。
- (2) 会員は、前項の変更届出を怠った場合に、当社からの案内、その他送付書類が延着または未着となっても、異議ないものとします。

### 第4条 かすがい Pay カードの紛失・盗難

- (1) 会員は、カードを紛失した場合や、盗難にあった場合、直ちに当社に申し出て、所定の手続きを行うものとします。
- (2) 会員がカードの紛失・盗難等を申し出てから、当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、第三者により不正利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第5条 かすがい Pay カードの再発行

- (1) 破損・汚損・磁気不良時に会員がカードの再発行を希望した場合には、当社所定の手続きをいただいた上で、再発行するものとします。カードが再発行された場合、本人証明を確認の上、当社所定の方法で照会されたかすがいマネー残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。再発行にあたっては当社所定の発行料を支払うも

のとします。

- (2) カード紛失時においては会員情報未登録の場合は再発行が行えません。会員登録済みなものについては、会員が再発行を希望した場合は、当社所定の手続きをいただいた上で、再発行するものとします。
- (3) 紛失・盗難によりカードが再発行された場合、当社によるカードの利用停止措置が完了した時点のかすがいマネー残高およびポイント残高は、再発行されたカードに引き継がれるものとします。
- (4) 会員がカードの紛失・盗難等を申し出てから、当社による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、かすがいマネー残高またはポイント残高を第三者により使用された場合、またはその他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (5) 会員が紛失・盗難届出時にかすがいマネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したカードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (6) 会員に帰責事由が存する紛失・盗難によるカード再発行の場合、当社所定の発行料を支払うものとします。

#### **第6条 フィジカルカードの移行登録**

フィジカルカードのみ利用していた会員がデジタルカードに移行する場合には、アプリ上にてフィジカルカードのカード番号入力等を行い、移行登録していただく必要があります。

#### **第7条 退会・会員資格の喪失および利用停止等**

- (1) 会員は、当社所定の方法により、退会することができるものとします。この場合、会員資格が喪失され、かすがいマネーおよびかすがいポイントの利用ができなくなります。
- (2) 会員の都合により退会する場合は、当社所定の届出をするとともに、カードを返却または破棄するものとします。
- (3) 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消することができるものとします。この場合、当社は事前の通知催告を要せず、会員によるサービスの利用を直ちに中止させ、かすがいマネー残高をゼロにすることができるものとします。
  - ① カードまたはかすがいマネーを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
  - ② カードまたはかすがいマネーを不正に使用・利用した場合。
  - ③ 会員登録時に記載した事項が事実と異なる場合。(登録時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます。)
  - ④ その他、会員が本規約に違反した場合。

- ⑤ 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。
- (4) 前項の場合、会員であった者は当社の指示に従いサービスを退会し、カードを返却または破棄・削除するものとします。また、会員資格を喪失した場合、本規約における会員の権利も、会員資格喪失と同時に喪失するものとします。

#### **第8条 反社会的勢力の排除**

会員は、自己（法人の会員においては、自己並びに取締役、監督的地位にある従業員、実質的に経営権を有する者）が反社会的勢力に該当しないことおよび反社会的勢力と一切関係していないことを表明し、保証するものとします。尚、反社会的勢力とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団準構成員、暴力団密接関係者およびその他暴力的な要求行為若しくは法的な責任範囲を超えた不当要求を行う集団又は個人をいうものとします。また、会員は当社に対し次の各号に該当し又は類似する行為を行ってはならないものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた要求
- ③ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

#### **第9条 かすがい Pay サービスの提供**

- (1) 会員は、加盟店でカードを利用し、サービスの提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・JR券・その他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- (2) 一部利用対象外店舗があります。
- (3) 一部対象とならない売場があります。（催事や、自販機などのカード対応レジにて精算を行わない売場等）
- (4) 会員が加盟店においてカードを利用し、サービスの提供を受ける場合に利用できるカードの枚数は、1枚に限ります。
- (5) 会員は、当社が提供する付帯サービスおよび、特典利用に関する規約がある場合には、これに従うものとします。

#### **第10条 かすがい Pay サービスの利用ができない場合**

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間においてチャージすること、サービスを利用すること、ならびにかすがいマネー残高・ポイント残高の照会ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 当社がサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) カードの破損、または加盟店の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

#### **第11条 個人情報の収集・利用**

会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号・等、会員が申込時に当社に届け出た事項および、カードのサービス利用履歴等の情報（以下「個人情報」という）を、当社が本規約第 5 章に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行った上で収集・利用することに同意するものとします。

#### **第12条 規約の変更**

当社は、当社所定の方法により、会員に対し事前に変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がサービスを利用した時、または告知以後異議なく 1 ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。

#### **第13条 かすがい Pay サービスの終了**

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、サービスを一部または全面的に終了することができるものとします。
  - ① 社会情勢の変化。
  - ② 法令の改廃。
  - ③ その他当社のやむを得ない都合による場合。
- (2) 前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、かすがいマネー残高に相当する現金の払い戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払い戻し請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

#### **第14条 制限責任**

本章第 10 条に定める理由およびその他の理由により、会員がサービスの利用ができないことで、当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。なお、当社の故意または重過失がある場合でも、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

#### **第15条 通知の到達**

当社が会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電話、メール等の方法を用いる場合には、当社は会員から届けられた住所、電話番号、または、メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろう時に到達したものとみなします。

#### **第16条 業務委託**

当社は、本規約に基づくサービスの運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

#### **第17条 準拠法**

会員と当社の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法によるものとします。

#### **第18条 合意管轄裁判所**

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所、または地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

### 第19条 お問い合わせ窓口

サービスに関するお問合せは、下記までご連絡ください。

木野瀬印刷株式会社 かすがい Pay サービス窓口 (9:00-17:00 受付)

〒486-0958 愛知県春日井市西本町三丁目 235 番地

TEL 070-7774-0387

## 第3章 かすがいマネーについて

### 第1条 チャージ

- (1) 会員は、当社所定の場所・方法にて、1,000円単位でカードにチャージすることができ、一度のチャージ限度額は、49,000円以下とするものとします。
- (2) 会員は、1枚のカードに対して、かすがいマネー残高が150,000円超となるチャージはできないものとします。

### 第2条 利用

- (1) 会員は、加盟店でかすがいマネーを利用して、商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・JR券・その他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- (2) 会員が加盟店でかすがいマネーを利用して、商品等の購入または提供を受ける場合、かすがいマネー残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) 会員は、加盟店において商品等の購入または提供を受け、かすがいマネーを利用し、かすがいマネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により支払うものとします。
- (4) 会員は、かすがいマネーを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるかすがいマネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は当該残高について誤りがないことを了承したものとします。

### 第3条 かすがいマネー残高

- (1) かすがいマネー残高は、かすがいマネー利用時のレシート、マイページ等にて照会することができるものとします。
- (2) 最後にかすがいマネーを利用した日および最後にチャージした日については、マイページ等にて照会することができるものとします。
- (3) 会員は、最後にかすがいマネーを利用した日、または、最後にチャージした日から5

年を経過した場合、自動的にかすがいマネー残高はゼロとなり、現金の払い戻しも行われぬものとしす。

- (4) 会員がサービスの退会、または、会員資格を喪失した時点で、かすがいマネー残高は失効し、現金の払い戻しは行われぬものとしす。

#### **第4条 かすがいマネー残高の移行**

会員は、当社が認めた場合を除き、かすがいマネー残高を他のカードに移行することはできないものとしす。

#### **第5条 換金等の不可**

第15条 かすがいマネーの提供終了の場合を除き、かすがいマネーの換金、または、現金の払い戻しはできないものとしす。

#### **第6条 紛議**

- (1) 会員が、かすがいマネーを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と加盟店との間で解決するものとしす。
- (2) 前項の場合においても、会員は当社に対し、かすがいマネー利用の取り消し等を求めることはできないものとしす。

#### **第7条 利用者資金の保全方法**

- (1) 未使用残高の保全について

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日および9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託してあります。

- (2) 優先弁済

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金の範囲内において、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

### **第4章 かすがいポイントについて**

#### **第1条 ポイントの加算**

- (1) 加盟店にて精算の際、かすがいマネーを利用した支払時には、お買い上げ金額の1%分のポイントが加算されます。(キャンペーン実施時や一部店舗等では付与率が異なる場合があります)
- (2) ポイント残高は、アプリ、マイページ等で確認できます。

#### **第2条 ポイントの利用**

- (1) 累積されたポイントに応じてマイページまたはアプリ上のポイント交換メニューにて当社所定の商品やサービス等と交換できるものとしす。

(2) ポイントはいかなる場合も、現金に換金できないものとします。

### 第3条 ポイントの有効期限

年度の切替は4月1日とし、ポイントの有効期限は付与した年度の翌年度3月末日を期限とします。期限までに使用されない場合は自動的に無効となるものとします。

## 第5章 個人情報の取扱いに関する重要事項

当社が管理している会員の個人情報の取扱いについて、下記のとおり記載します。

### 第1条 個人情報の保有

会員は、サービス会員登録申込書に記入およびまとめトク！アプリ・マイページ上で会員登録時に記入した個人情報のうち、会員の氏名・性別・生年月日・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレス、および、カードに表記されているカード番号、および、サービスの契約日・発行日を当社が保有することに同意するものとします。また、かすがい Pay サービス ID、通信ログおよびクッキー情報等、およびカードの利用による会員のお買い上げ情報を保有することも同意するものとします。

### 第2条 個人情報の利用

会員は、当社が下記の目的のために前記第1条 会員の個人情報を利用することに同意するものとします。

- (1) 会員の落し物や忘れ物の業務に付帯するご連絡。
- (2) 市場調査・購買動向調査のマーケティング活動や商品開発。
- (3) 郵送・電話・スマホアプリ・電子メールにより、販売促進・商品情報・生活情報・セール・各種ご優待・アフターサービスについての営業活動や地域情報等のご案内。

### 第3条 個人情報の開示

会員は当社に対して、会員本人に関する個人情報を開示するよう、書面により請求することができるものとします。また開示の請求にあたっては、当社の定める方法で、開示請求人が会員本人であることを確認することを予め承認した上で、当社が指定する公的証明書を開示請求書面に添付するものとします。開示の結果、当社が保有している会員の個人情報が、万一、不正確あるいは誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正するものとします。

### 第4条 本重要事項の変更

当社は、当社所定の方法により、会員に対し事前に変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がサービスを利用した時、または告知以後異議なく1ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。

### 第5条 公的機関への個人情報の開示

法令に基づく外部提供の可能性がある場合があります。